

岡山市コミュニティサイクルご利用の皆様

平成 28 年 6 月 3 日
岡山市コミュニティサイクル運営本部

利用規約改定のお知らせ

平素は岡山市コミュニティサイクル「ももちやり」をご利用いただき、誠にありがとうございます。
ございます。

この度、岡山市コミュニティサイクル「ももちやり」利用規約について、下記の通り一部改定させていただきますのでご案内申し上げます。

今後とも岡山市コミュニティサイクル「ももちやり」をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 改定日

2016 年 6 月 10 日

2. 改定内容

「5. 自転車の貸出・返却について」において、「全ての利用プランにおいて、1 回の自転車の貸出での最大利用可能時間は 120 時間とします。」を追加致します。

3. 改定詳細

5. 自転車の貸出・返却について

- (1) 利用料金の支払いは、サイクルポートに設置している路上端末機により行うこととします。
- (2) 利用者は基本料金支払い済みの利用者認証媒体を駐輪機器にかざして、自転車の貸出を行うこととします。
- (3) 返却については、空いているラックに自転車を入れることで完了します。なお、返却時に駐輪機器へ利用者認証媒体をかざすことは不要です。
- (4) 利用者は追加料金が発生した場合には、サイクルポートに設置している路上端末機により支払を行うこととします。
- (5) 利用者は、コミュニティサイクルの返却に当たって、自転車に利用者の遺留品がないことを確認したうえで返却するものとし、運営会社は、返却後の遺留品の紛失等について何ら責任を負わないものとします。
- (6) 全ての利用プランにおいて、1 回の自転車の貸出での最大利用可能時間は 120 時間とします。

以上